

# はじめに

「杜の都・仙台」は、豊かな緑や広瀬川の清流など美しい自然に恵まれ、その素晴らしい環境を、先人の時代よりこの地に住まう人々が大切に守り育んできました。

本市の良好な環境を保全し、将来に確実に継承するためには、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、住民や行政の意見を聴きながら、事業による環境への影響をできるだけ小さくするよう対応を促す「環境影響評価(環境アセスメント)制度」が、重要な役割を担っています。

仙台市では、平成10年(1998年)12月に「仙台市環境影響評価条例」を制定し、平成11年(1999年)6月から施行しています。これまで、市街地における大規模建築物や、火力発電所の建設、郊外部での住宅団地の造成や土地区画整理事業など、さまざまな案件について環境影響評価の手続が行われ、事業の特性や事業予定地周辺の環境に応じて、必要な環境保全対策を求めてきました。その結果、地域におけるオオタカなどの猛禽類の継続的な繁殖や、希少な植物種の移植等による保全、市街地における緑のネットワークの形成などにより、環境に配慮した事業の実現につながっています。

今後とも、環境影響評価制度を的確に運用することにより、杜の都の良好な環境の保全に努めてまいります。

## 制度改正の主な経緯

平成23年12月：市ホームページで環境影響評価図書を公表する手続(電子縦覧)を導入するなどの条例改正

平成25年 3 月：風力発電所を条例の対象事業に追加

平成27年12月：太陽光発電所、火力発電所、地熱発電所、水力発電所を条例の対象事業に追加

平成29年 5 月：石炭火力発電所について、規模を問わず、すべてを環境影響評価手続の対象とするよう条例施行規則を改正

平成29年12月：市域内への石炭火力発電所の立地自粛を促す「杜の都・仙台のきれいな空気と水と緑を守るための指導方針」を策定

令和 2 年12月：都心部における大規模建築物に関する環境影響評価制度を改正

(「グリーンビルディングの整備を促進するための方針」を策定)

：太陽光発電所について、森林地域を新設し規模要件を見直し

(併せて、「森林地域における太陽光発電事業の環境配慮に関する指導方針」を策定)



(オオタカ)



(ミスアオイ)



(定禅寺通り)